

目次

序	1
第一部 シトー会のコンベルサチオの養成的役割	2
Ⅰ 聖なる読書、典礼、労働	2
Ⅱ 養成者としての共同体	3
Ⅲ 上長の司牧的配慮	4
第二部 初期養成	4
Ⅰ 一般原則	4
Ⅱ 受け入れ	5
Ⅲ 志願期	6
Ⅳ 修練期	7
Ⅴ モナスチカ	8
第三部 生涯養成	11
Ⅰ 生涯養成一般	11
Ⅱ 困難あるいは試練のときの助け	12
第四部 専門的養成	13
Ⅰ 養成担当者のための特別な養成	13
Ⅱ 司祭職への養成	14
Ⅲ 共同体への奉仕の養成	14
a) 来客に対する職務	14
b) 技術的な務めを持つ者の専門的養成	15
第五部 愛の憲章の精神によって行なわれる養成	15
Ⅰ 母院=子院制と母院長	15
Ⅱ 総会	15
Ⅲ 総長	16
Ⅳ 地方協議会	16
Ⅴ 中央秘書	16
Ⅵ 地方秘書	16
Ⅶ 特別な必要を持つ修道院	16
結語	17

養成に関する指針

略語

C	1990年会憲、Hの付加されたものは男子会憲
CIC	1983年教会法
Dir	奉獻生活および使徒的生活の会省、修道会における養成についての指針、1990年
EC	大創立史
EP	小創立史
ET	パウロ6世使徒的勸告、福音宣教、1971年
LG	教会憲章
PC	修道生活の刷新適応に関する教令
PL	ラテン教父全集
RB	聖ベネディクトの戒律
ST	1990年会憲の規定

キリストの姿に変えられるように招かれたもの(2 コリント 3.18)

養成に関する指針

1990年総会で認可

序

1. シトー修道会の修道士と修道女は、福音によって示され、聖ベネディクトの戒律とシトー会の伝統によって解釈された道を、キリストに従うよう神に招かれている。この修道士と修道女たちは、神が全く特別な方法で現存されるため集められた共同体の中で、各自が自分に与えられたたまものに従って、神の愛によって形づくられるまに任せる。

C.1; C.3.1; C.3.2; C.5; C.9;
PC 2, 5; LG 40; RB Prol.21; RB 40.1; Dir 8

2. 修道院に入ることは、神の永遠の愛の招きを聞いた者の一生の歴史の中で、決定的な一時点である。このとき、洗礼の約束は新しい方法で表現される。この行程の目的は、神の霊の働きによるキリストの似すがたへの人間の漸次の変容である。

C.45.1; C.8; C.56

3. 主への奉仕の学校として各共同体は、シトー会の遺産とシトー会のカリスマの忠実な解釈を保ち、入会する者に伝えるよう招かれている。同時に各人の心の中の聖霊の招きと、癒されることの必要に絶えず注意深くとどまる。

RB Prol.45; C.16.3; C.45.3

4. 愛のこの学校の中で修道士と修道女は、謙遜と自己認識において進歩する。自分の生活における神の憐れみの深さを発見するにつれ、愛することを学ぶ。安全性の偽りの源から次第に離脱し、神への従属の中で成長し、神の奉仕の道を寛大な心で走る。修道士と修道女たちは、このためにイエスの母であり教会の母、キリストに従うにあたっての模範であるマリアの、母としての配慮に助けられる。

ギョーム ド サン チェリ,
De natura et dignitate amoris, IX, 26 PL 184, 396;
C.49.2; RB Prol. 49; C.3.4; C.45.1

5. 本修道会の会憲は、シトー会の霊性の本質的な面と、本修道会と共同体の生活の機構を詳述している。厳律シトー修道会における養成に関するこの指針は、会憲に

基づいて、シトー会の隠世共住修道院的養成の過程において、ことに隠世共住修道院生活の入門の種々の段階の間で守られなければならない、霊的な原則と具体的な規定を記すことを望んでいる。ことに各修道院の養成の責任者に宛てられているが、また同時に本修道会のすべての会員にも宛てられている。

第一部

シトー会の生活様式の養成的役割

6. 本質的なことは、シトー会の生活様式の種々の要素を生きることによって、次第に真のシトー会員になることである。共同体は、神の霊が変容のわざを行なわれる母体である。隠世共住修道院の規則順守の日々の修業を通して、また上長およびその職務を分ち合う人びとの司牧的配慮によって、この生活様式は、個人のまた共同体の成長の手段を提供する。

C.3.1; C.10; Dir 80

I - 聖なる読書、典礼、労働

7. 従順、謙遜、修業、隠棲、沈黙などのシトー会の生活様式の種々の要素は、各人をそれぞれ固有の方法によって、心の純潔と絶え間ない神への思いに至らせる道である内的自由に導く。しかしシトー会のカリスマは、ことに聖なる読書と典礼、労働の間の微妙な平衡を通して現わされる。

C.3.2; C.14.2; RB 48.1;
エルレッド, De institutione inclusarum, 9

8. 定められたときに忠実に行なう聖なる読書によって修道士と修道女は、自分たちの中のまた自分たちを取り囲んでいる、神の現存の事実への信仰により一層目覚める。黙想、祈り、観想に導く聖なる読書は、このようにして絶え間ない祈りの源であり、観想の学舎である。読書を実行する者は、この読書を通して、全く変容されたと感じる生活の中で、みことばを具現化する恵みを受ける。また知性の修業として読書は、絶え間なく神に耳を傾けるよう心を開く。

C.21; Dir 76

9. 典礼の中で修道士と修道女は、賛美と取次ぎを行なう共同体の中に自分たちを集められた主を、喜びをもってたたえることを望む。キリストの過ぎ越しの秘儀への毎日の参与によって、修道士と修道女は自分たちの隠世共住修道院生活への召命の個人的な理解を深め、兄弟的交わりを増すための力を汲み取る。日々の聖体祭儀は、洗

礼において受け堅振によって強められた新しい生命を養う。神のみことばが共同体において聞かれる聖務の挙行は、神の絶え間ない思いに導く手段であり、こうして絶え間ない祈りの学舎となる。

C.17.1; C.18; C.19.1;
C.19.2; C.20; ET 48; Dir 77

10. 労働ことに手の労働によって修道士と修道女は、おん父の創造のわざに喜びをもって参与し、すべての労働者ことに貧しい人たちとの一致のうちに生きる。時として疲労、緊張状態あるいは欲求不満を経験することのある労働は、キリストの十字架への参与である。労働は責任ある方法で共同体に奉仕する主要な方法の一つとして、一致の強力な要因である。個人的修業の要素として労働は、精神と身体を健康を促進し、成熟させる。労働は、単純さと平和という必要条件が満たされるならば、聖なる読書と典礼によって修得した、絶え間ない祈りに専心する好都合な場となる。

C.26; EP XV.9; Dir 79

II - 養成者としての共同体

11. 共同体に生活する全員は、その一致、シトー会のカリスマに対する動的で迫力のある忠実さ、また愛の完全さに導く人間のおよび霊的成長のための条件を、全成員に得させる能力についての責任を共有する。

C.13.1-2; C.14.1; C.16

12. 新しい会員を養成する共同体の能力は、その大部分が唯一の方向性を新しい世代に伝えることのできる、精神の一致にかかっている。一致の欠けたところでは、養成の任に当る者たちは困難に遭遇する。したがって共同体は、全員によって尊重されている共通の遺産の中に根を有する一致に達するよう、絶えず努めなければならない。こうして日常生活の具体的な各問題は、全員によって分ち合われている、シトー会の理想のビジョンの中に位置づけられるであろう。このビジョンはまた、隠世共住修道院生活の体験に根を有しているもの、共に共同体を形づくる種々の世代を考慮するものでなければならない。

C.45.3; ST 49.1.B

13. 対話と共同体の意見交換、福音の分ち合いや兄弟的助けの種々の様式は、共同体の養成の重要な手段であるであろう。共同体の成員はこれらのおかげで、相互に聞くことを学び、異なった意見と[自分のそれを]照合し、自分の表現の能力を養うよう励まされる。問題に直面することによって勇気を、共同体の歩みの緩慢さを通して忍耐を身につける。よりよく自分を知ることの学び、避けがたい衝突において許す心構

えがより速やかに生じる。これらはみな、兄弟的助けに適した相互信頼の雰囲気を作り、こうして生活の回心を助けることができる。

C.15.1; ST 15.1.A

14. 対話の経験は共同体に自身の理解を増すよう助けるが、祭儀の挙行はまた共同体の養成に役割を有する。年間の祝祭日やその他の機会に、共同体は神の自分たちに与えられたたまものに感謝し、全員が共に一つの体一つの心を形づくっていることを、喜びをもって認める。

Ⅲ - 上長の司牧的配慮

15. 修道院長は霊的父あるいは霊的母の役割を行使するため、共同体を一致に導き、またシトー会のカリスマを成長させる責任を有する。修道院長は自分の教えによって共同体の主体性を育み、その統治によって養成に必要な条件を作り出し、司牧的な配慮によって各成員を指導し支え、さらに癒すよう努める。修道院長は、共同体への奉仕における自分の助けとして指名したすべての者と、またことに初期養成の種々の段階を生きている者に同伴する修道士あるいは修道女と、この責任を分担する。

C.33.1-4; C.3.2; C.41.2; C.35; C.45,3; C.47

16. 継続的で一貫した霊的な同伴は、初期養成においても生涯養成においても重要な要素である。それは修道士あるいは修道女を、神のおん眼ざしのもとでの真の自己認識と、受容に導く。信仰の目をもって修道士と修道女は、自分たちの上長の中にキリストの代理者を見るよう努める。

C.33.1; C.11; RB 2.2

第二部 初期養成

17. 聖ベネディクトの戒律、教会および本修道会の法規の中に示されている数世紀来の経験は、隠世共住修道院生活への段階的な入門を規定した。この入門の段階は、志願者の人間として、またキリストの弟子としての成長を助けることを意図している。

C.46

I - 一般原則

18. 聖ベネディクトに従って、入会者が真に神を探しているか、神のわざと従順に

熱成を尽くしているか、また自分に死ぬ心構えができているかを、非常な注意をもって調べなければならない。したがって養成の任に当る者たちは、入会者が絶え間ない祈りの生活に入るよう助け、聖務を愛するようまたそこに自分の霊的糧の大部分を見出すよう教える。さらにキリストの模範に従って十字架を担う道に導く。

C.51; C.49.1; RB 58.7

19. 上長、修練長および若い誓願者の先生は、上長によって指名された1、2名の者と共に、養成中にある者たちの進歩を注意深く見守るため、規則的に集まることが強く勧められる。養成のこの委員会の目的は、[相互の]調整をよいものにし、採用された行動方針の継続性を確実にし、また特別な状況において参考にする、より幅の広い経験を与えるためである(註)。

Dir 32

Ⅱ - 受け入れ

20. 多くの自然的また超自然的な動機は、共同体に加わろうと望む者たちを修道院に導く。これらの志望者は、自分の生涯における神の働きを発見するために、また自分が感じている魅力の性格が何かを発見するために、自分を受け入れる者たちの助けを受ける。客舎での数回の滞在、黙想、場合によっては修道院の内部での見習期間は、このような識別に達するために、通常用いられる手段である。キリスト教の教義の十分な知識を持っていない者は、要理の準備を完了するよう促される。

C.46.1; Dir 43

21. より深い祈りの生活への魅力は、何よりもまず、ある様式の観想生活への招きとして認められることは稀でない。したがって志願者は、神が真に自分を隠世共住修道院生活に招いていられるのかを、真剣に考察するよう求められる。自分に向けられた神の招きが如何なるものであろうとも、志願者は皆神に自分を全くささげるよう励まされる。

C.46.2

22. 志願者がシトー会の召命への確実なしるしを示しているならば、上長は修練長と、また召命の指導者があるならその者とも、真剣に討議したのち受け入れる。シトー会召命の確実なしるしは、共同体の生活を神に行く手段として受け止める誠実な望み、実りをもってこの生活を行なうために必要な身体的、精神的および情緒的な健康、また会憲46条第1項に言及されている“霊的心構え”を含む。この霊的心構えは、信仰、希望、愛から生まれるヘリ下った温順さで、これは志願者に、隠棲とシトー会生活の共同体的次元を同時に学ぶことを望ませ、自然に[これらに]開かせる。最後に、志願

者を受け入れる上長の肯定の決定はまた、シトー会の召命を有することを証明するための必須の基準である。

C.46; CIC 644-645; cf. CIC 642

23. 志願者は洗礼と堅振の証明書、また如何なるものであれ義務から自由であるとの証明書を提出する。司祭、神学性、奉獻生活の会員あるいは会員であった者、また免除の必要な者は、教会法の特別な規定に従う。また最近の健康証明書も求められる。時として適切な心理テストも勧められる。

III - 志願期

24. 新入者は、修練長の司牧的配慮に委ねられる。隠世共住修道院生活への真実な愛と、靈魂を勝ち得る能力のために選ばれた修練長は、志願者をシトー会の生活に導く務めを有している。修練長は、志願者が修練院を離れるときまで、その隠世共住修道院生活の行程に同伴する。修練院の実際面の編成の責任者である。修練者と規則的に行なう霊的指導のほかに、修練院の生活の環境の質について配慮し、定期的に講義を行なう。またグループ活動や作業を監督することができる。

C.47; EC II.5; RB 58.6; C.49; Dir 30,31,52

25. 修練長と補佐する者たちは、個人に対する真の愛と、各人の中に働かれる神の恵みに大きな尊敬を示す。[これらの者の受けている]神のたまものと能力、また同時に限界や弱点に注意し、その成長を助けるよう努める。修練長と補佐たちは聞くことができなければならない。自分のことばによってと同様、生活の質によって教えるよう注意深くある。自分たちの任務を行使する方法について、若干の形の監督を受け入れる心構えを有していなければならない。

C.47; C.49.2; Dir 30,31,52

26. 上長と修練長の間には、精神、心また方向づけの深い一致がなければならない。同様に共同体内での相互の任務に対する、大きな尊敬がなければならない。これらの者は、共に修練期の編成のための指導方針を作成し、それを共同体に説明する。この点は重要である。なぜかという、養成の責任者に対する共同体の協力と、信頼は不可欠のものだからである。

ST 49.1.B; Dir 32

27. 志願期はシトー会の生活への入門の時、またシトー会の生活に次第に順応してゆく時である。修練長は志願者を、祈り、聖務、聖なる読書に導く。また志願者の遭遇する、この段階に固有な困難、すなわち修道院への入会前に志願者の生活の一部と

なっていた活動や、交際からの身体的、および情緒的な分離に結びついた困難を、乗り越えるのを助ける。志願期は勉学の時期ではないが、ある者たちにとって、要理の教育を入会前に行なうことができなかった場合は、修練期に与えられる教育からより多くの利益を得るために、それを完全なものにする時である。

ST 46.1.A; Dir 42, 43

28. 各共同体は、志願期の最低の期間を定める。上長は修練長の意見を聞き、志願者に準備ができていると判断し、また志願者もその望みを現わすならば、顧問会の意見を聞いたのち、教会法による修練期に入ることを許可する。

ST 38.C.a; ST 46.1.A; C.48.1; ST 48.A; ST 12.A

IV - 修練期

29. 修練期は、シトー会の生活への個人的同化の時である。祈り、修業、自己認識の進歩と共同体の生活への参与によって、修練者はシトー会の生活様式に従う生き方が如何なるものであるかを、個人的により深く体験する。修練者は、人間的にも霊的にも進歩を続け、またキリストとの個人的な関係においても成長しなければならない。

C.49; C.49.2; C.51; Dir 45

30. この時期を実り豊かなものにするため、修練者は最初の時から、司牧的配慮また祈りや模範によって助ける修練長や上長と、開かれた信頼の関係を作り出すよう努める。

C.11; C.45.3; ST 33.3.B

31. 通常自分たちのために当てられた修道院の区域で生活している修練者は、共同生活のこの体験によって実際に受け入れ合い、愛し合うことを学ぶ。このような体験は、修練者の共同体への同化の基礎となるであろう。修練者が次第に共同体を知るところを学び、また共同体も修練者を知り始めるとき、時によって修練長は、修練者が共同体を理解し、共同体が修練者を理解するよう助ける仲介者として行動しなければならない。

C.13.1; ST 49.1.A

32. 隠世共住修道院の勉学のプログラムは、修練期に始まる。修練期の講義は修練長の管理のもとにあり、養成のこの段階の霊的必要に方向づけられている。しかしモナスチカのそれとの調整も行なわれる。修練期に与えられるべき教科の中には、以下のものがある。

- 聖書、ことに詩篇

- 典礼、ことに時課の典礼、歌と会衆の前での朗読の実際的な指導と共に
- 聖ベネディクトの戒律
- 隠世共住修道院生活の歴史と霊性、ことにシトー会の遺産
- 祈りと読書についての指導
- 誓願と修道生活の意味
- キリスト教の秘儀とキリスト教教義の入門
- 本修道会の会憲と規定

Dir 46, 74

33. 修練期は試みの時であるから、修練者が退会するのは異常なことではない。修練長は、自分の召命を疑っている者の躊躇と探求に理解と共感を示し、決心を助ける。それは、もし修練者が退会するとしても失敗したと感ずることなく、むしろ神の示される道がどのようなものであろうと〔そこにおいて〕主に仕えることを固く決意して、修道院を離れるようにである。修練者に退会を求めることが必要な場合は、それを拒絶としてではなく、現時点ではこの共同体でのシトー会生活への召命の確実なしるしがない、という単なる確認として考えるよう助けなければならない。このような場合、あまり長い期間修道院に留まることを許すのは、分別のない同情の結果で、将来において修練者のためにも共同体のためにも、悪であり不正となるであろう。

34. 修練期の終りに修練者がキリストに身をささげ、隠世共住修道誓願によって共同体に約束する準備ができたとき、上長に願う。上長は修道院集会の投票に推薦する前に、修練長と共に各人について検討する。ある者にとって必要ならば、誓願は2年の修練期ののち6箇月延ばすことができる。修道院の状況により修練者は、誓願ののち若干の期間修道院に留まることができる。

C.50; C.51; ST 53.A; ST 38.C.e; Dir 54, 56

35. 誓願候補者に対するこの投票は、共同体にとって自身の責任を行使する重要な方法である。したがって上長と修練長は、修道院集会のこの行為が単なる形式にならないよう、可能なすべてのことを行なう。必要な秘密を守りながらも、各修練者の進歩の大略を共同体に知らせる。しかし何にもまして共同体は、修練者に対する自分たちの態度、つまり受け入れ、尊敬、愛情また各人に対する理解が、最も大きな役割を持つことを思い起こさなければならない。

ST 37.B.a; C.51

V - モナスチカ

36. 修練者は最初の誓願を宣立したとしても、隠世共住修道院生活にまだ未経験で

ある。したがって共同体は若い誓願者に、配慮と特別な助けを示すことが必要である。

C.53; ST 53.A; Dir 58, 59, 60

37. 若い誓願者が数名あるならば、その間の関係は、共同体の他の者たちとの関係が健全で信頼に満ちたものならば、若い誓願者の養成の重要な要素となる。これらの誓願者にはモナスチカの責任者が与えられる。この者は一致と愛を促進させ、講義を行ない、グループ活動を組織する。若い誓願者自身も、モナスチカにおける兄弟的支えと、友情のよい雰囲気についての責任を自覚する。

Dir 60

38. モナスチカの責任者の務めは、自分に委ねられた者たちが修練期の隔離された〔生活〕規則を離れて、共同体の生活に参加する〔にあたって〕固有の、〔以前と〕異なった方法を見出さなければならない時に、同伴することである。モナスチカの責任者は若い誓願者と、共同体における隠世共住修道院生活の体験、つまり祈りの生活、召命、誓願、勉学、労働また責任の受容について検討する。モナスチカは成長の決定的な時期であるから、若い誓願者が責任者から理解、受容、励ました同様に〔自己〕超越の招きを受けることが大切である。

Dir 30, 60

39. それ以前の時期に行なわれたことを、それほど組織的でない方法でより長い期間にわたって続け、完全なものにするこの期間の間に若い誓願者は、今までにまして内的な基準に従って行動することを学び、共同体の活動と責任により大巾に参与する。

40. 隠世共住修道院の勉学のプログラムによって若い誓願者たちは、一方では信仰と隠世共住修道院生活の遺産の内容の、より生き生きした知識に導かれ、他方では自分自身の確信と価値についてのより深い考察に導かれる。これによって若い誓願者は、自分の体験を位置づけることのできる背景を拡大し、自分の判断と意見を照合する若干の客観的な要素を獲得すると予想される。

C.53; Dir 61, 74

41. モナスチカの特長は、共同体の中での責任を漸次に引き受けることであるとしても、若い誓願者には養成の妨げとなる役務あるいは仕事を与えない。各共同体の実際の条件を考慮しつつ、勉学と講義のために時間が寛大に与えられる。また真摯な勉強のための刺激として、今後のより高度の勉学のための必要な条件として、何らかの評価の方法を用いることができるであろう。ことに若い誓願者が、修道院外の教育機関で勉学しなければならない場合は、特にそうである。若い誓願者の召命の実りが、その生き方においてまた規則正しい生活において、現われ始めるのが確認されるのは

好ましいことである。すなわち若い誓願者が祈り、聖なる読書、聖務、労働、および自分に対する注意をよく利用していること、それらの修業に進んで身を委ねていることである。また上長、年長者たち、修練者たちとの関係の質、自分の気質と情緒の抑制および人間的成熟の進歩は、自分の召命のカリスマに心と力を合わせて[努めて]いるし、と見なさなければならない。

C.53; CIC 660.2

42. モナスチカの基礎をなす講義は、聖書、シトー会の遺産、シトー会の霊性、哲学、教理神学、倫理神学、教父学と典礼である。これらの教科やシトー会の霊性の基礎的なテーマは、講義によって、カセット テープあるいはビデオ カセットや他の何らかの方法によって行なわれなければならない。他の講義も、次の学科の中から勧められる。すなわち方法論、教会史、隠世共住修道院生活の神学、霊性、宗教史、教会法と種々の人文科学である。原語の手ほどきは聖書や教父のテキストの読書のために、また現代語の若干の知識は、上記の幾らかの学科の勉強のために、非常に実り豊かなものとなるであろう。

C.43; Dir 61

43. シトー会の生活の性格は、学生たちが個人的勉学への好みを育むのを、望ましいこととする。ある場合この期間に続けられる勉学は、その大部分が、資格のある指導者の監督のもとで個人的な方法で行なわれる。どのような場合であっても、授業は個人的な学習で補われることがいつも必要である。

Dir 84

44. モナスチカの責任者は、上長や他の養成担当者たちに、若い誓願者の進歩の概略を知らせる。有期誓願の更新にあたっては、投票をとる義務はないとしても、上長は顧問会の意見を求めることが望ましい。上長が、有期誓願者に次期の誓願宣立を拒否する必要があると判断するならば、まず顧問会の意見を聞かなければならない。有期誓願期の終り頃には、若い誓願者の召命についてより真摯な識別が行なわれなければならない。

ST 38.C.e

45. 若い誓願者は、有期誓願期の終りに修道院長に盛式誓願宣立を自由に願う。修道院長は若い誓願者の責任者や教師たちと、その霊的人間的成長について検討する。すなわち自由に責任をもって約束し、また霊的道程の特長である種々の困難や変遷を通りながらも忠実に自分の奉獻を生きることができる、十分な人間的成熟をしているか、共同体をその独自性と共に受け入れ、奉仕する心構えがあるかについてである。修道院長は若い誓願者の中にこれらの特質と、そのうえ祈りの生活における進歩を認

めたならば、共同体の投票に推薦する。

C.54; C.56.1; RB 58.4

46. 新しい誓願者はある期間、つまり上長の判断によってモナスチカの目的が達せられるまで、モナスチカに留まることができる。そのうち完全に共同体に移る。この誓願者は継続的に助言を受けるため信頼している、困難のとき自由に相談できその判断を尊敬している誰かを、選ぶことが勧められる。この者は上長か、あるいは霊的勸告者の務めを果たしている共同体の経験ある他の成員であってもよい。

Dir 63

第三部 生涯養成

47. 隠世共住修道院の回心の要請する忠実さは、全生涯を通じて続けられる生涯養成を求める。この生涯養成は、各自の必要と可能性に適合させる。

ST 58.C; RB 58.14; Dir 67

I - 生涯養成一般

48. 各共同体は、全員に開かれた生涯養成について配慮しなければならない。こうして種々の形のもとに、自分の召命のよりよい理解の中で、共同体の一致を助長させるのに適した、隠世共住修道院の文化が作られるであろう。全員が自分の聖なる読書を真摯な種々の読書によって補うとき、特別な知恵が次第に育まれる。この生涯養成は主として、キリストと教会の秘儀により深く入ることに方向づけられる。本修道会の遺産をよく同化すること、教会の現代の教えに真に慣れ親しむこと、また人間の経験によってよりよく世を理解することは、全体として、信仰と生活のための客観的で堅固な基礎を築くのに大巾に貢献するであろう。

C.58; Dir 68, 75

49. 共同体はその成員の生涯養成を確かなものにするため、シトー会生活と相いれるすべての手段を利用する。すなわち講義、修道者あるいは外部の者たちによる充実した講話、雑誌や書物、通信講座、現代のコミュニケーションの手段である。本修道会の種々の雑誌は、隠世共住修道院生活の歴史と霊性への個人的な興味を強め、一新する手ごろな手段として示されるであろう。孤立した修道院や、教師として養成された者の数が十分でない修道院は、この分野における進歩の変わらない望みを生き生きと保つため、この状況に答える最もふさわしい手段を探す。また調和と美によって特長

づけられている(修道院の)環境は、健全で平衡のとれた生活にとって重要なものであることを、心に留めておかなければならない。

ST 27.A; ST 58.A; Dir 68

50. 初期養成の種々の段階で与えられる講義と、その後の養成における講義の間には、よい調整がなければならない。ことに大きな共同体では、修練長や若い誓願者の責任者と協力して、勉学のプログラムを監督する者を任命するのが有益であろう。この者は共同体の生涯養成を組織し、修道院外で勉学している者たちとも連絡を保つ。また本修道会の他の修道院、または他の会の修道院と協力して行なう計画のためにも、連絡員となることができるであろう。

C.58

51. 盛式誓願宣立後も、より興味をもつテーマについて、個人的な研究を続けることを奨励しなければならない。それはまた技術的分野、手仕事あるいは芸術的分野の専門的研究であることができる。共同体の生涯養成のプログラムはまた、盛式誓願宣立の数年後に、自分の勉学の個人的な刷新を望む者の願いを考慮しなければならない。

C. 58

52. 勉学は労働と祈り、また隠棲と共同体的生活との調和のうちに行なわれるならば、隠世共住修道院における徳の成長によりよく寄与する。特に興味を引くテーマについての個人的な勉学を長く続けることは、共同体あるいは本修道会への奉仕としてのものでなければならない。少なくとも個人的な召命の特別な要素として認められるために、注意深い識別の対象にならなければならない。

C.14.2; Dir 68

II - 困難あるいは試練のときの助け

53. 隠世共住修道院(生活)の行程は、必然的に試練の時期によってしるしづけられる。これはまた成長し、進歩するようにとの招きであろう。原因は内的なものと外的なものがあるが、それは祈りの生活あるいは誓願の生活における苦しい変化や、生活条件を変えるまたそのときまで保っていた平衡を脅かす出来事、すなわち職務の変更、新しい影響あるいは経験、失敗あるいは成功、上長または共同体の他の成員との感情面での関係の変化である。また各人にとってそれは老齢化で、しばしば病気を伴い、最後には死の接近がある。

Dir 70

54. 共同体は必要な思いやりと慎重さをもって、このような危機の中にある成員に

特に注意深くある。上長は自分の祈りと司牧的配慮によって、ことに試練を受けている兄弟たちを配慮し、共同体の兄弟的支えを確かなものにする。信仰の光は、これらのときことに必要である。それはこの困難の時期において、キリストの十字架、死、復活の個人的な体験を通して、心が形づくられることを認めるためである。必要と見える場合には、専門的な助けに頼るのがよいであろう。

C.33.4; C.45.2; C.49.2

第四部 専門的養成

55. 前述された初期および生涯養成のほかに、ある修道士や修道女には、自分の共同体に果たすべく招かれている特別な奉仕のために、必ずしも全員に与えられるものでない専門的な養成が必要である。

I - 養成担当者のための特別養成

56. 共同体の数名の者は、養成の務めを果たすために指名される。この者たちは、シトー会の生活への愛と、この場所、兄弟たちまた祈りへの愛で生かされていることが根本的である。しかしまたよく養成されていることも非常に重要である。したがって上長は、この者たちが自分の祈りの生活を深め、霊的指導と若い者たちを理解するにあたって、今日に必要な知識と司牧的技術を獲得するために、適当な機会を持てるよう配慮する。これは修練長を指名しなければならないとき、特に適用される。

ST 58.B-C; EP XVII.3;

C.47; ST 31.A; CIC 651.3

57. 養成の責任者は、養成するよう求められている者の中の聖霊のみわざに、常に注意深くある。これに関して責任者は、自分自身についての明敏な意識と、また自分の必要についての認識を持つことによって助けられる。ある場合には、専門的な助けに頼るのは有益であろう。養成の責任者の職務の継続は、共同体の必要と善によって決定される。

58. 有能な教師たちは、新入会員たちの適切な養成に、また共同体の知的生活と隠世共住修道院の文化の質に寄与する。教師たちは時として、大学で受けなければならない知的養成や、適切な教育学的養成が必要であろう。自分の専門知識のレベルを引き続き保つため、注意深くある。教師たちには講義を準備できるため、書籍や必要な時間を与えるよう配慮する。またこの者たちは、本修道会の他の修道院と能力を分か

合うよう奨励される。

ST 45.3.B; ST 58.B

59. 本修道会が固有の伝統についての知識と愛を維持できるように、少なくとも会員の数名が、ことに教父学、隠世共住修道院の歴史、典礼、教会法などのような、隠世共住修道院生活やシトー会の生活に直接関連した学科について、より高度の養成を受けることが必要である。隠世共住修道院生活によく同化しているある修道士または修道女が、これらの分野について特別な興味と同時に、幾らかの適性を示しており、上長が本修道会全体と本人の善であると判断したならば、共同体はこの分野についての専門的資格を育むのを助けるため、必要な犠牲を受け入れる。

II - 司祭職への養成

60. シトー会の生活はそれ自体、修道士全員の叙階を必要としない。しかしながら、主の招きと共同体の現在および将来の必要は、ある兄弟の司祭または助祭への叙階を求めることが起こる。修道院長は、共同体の必要のためこの召命を推進し、その兄弟と共に主の招きを識別し、修道院集会あるいは少なくとも顧問会の意見を聞いたのち決定する。

C.57(H); RB 62

61. 修道院長はある修道士を司祭職に招くことに決定するならば、司教に推薦する前に、この者が教会法によって求められている条件を満たしたかを確認する。通常、モナスチカの講義を補う養成を加えることが必要であろう。すなわち〔司祭〕志願の隠世修道士にほどこされる教育課程は、聖座によって発布された規範に一致させなければならない。勉学が修道院で行なわれる場合は、学生は必須科目の堅実な養成を成就するため、必要な時間を受ける。必要ならこれら補足の勉学は、修道院外の適切な教育機関で行なわれる。

C.57; RB 62; CIC 1019.1, 1020; 1021; Dir 103
FT および Dir の規定参照

62. 司祭の学生は、隠世修道院の司祭職の観想的、役務的な次元に同化するよう特別な注意を払わなければならない。全生涯にわたって、ことに司祭叙階に続く数年の間は、自分の聖職の質を確かにする手段、特に自分の霊的生活、神学の知識、また他の聖なる知識を深める手段を用いる。

III - 共同体の奉仕への養成

a) 来客に対する職務

63. 客舎に来る人々はたびたび、祈りの道について指導を受けることを求めている。したがってこの形のもてなしのために指名された者は、適切な養成を受けることが大切である。同様にこの者は、自分たちが生活している地方教会の司牧指針に従う。ことにこの種の職務の初期には、またその後においても、より以上の経験を持っている者の意見を進んで尋ねる。

C.30; ST 30.A-B; Dir 106

b) 技術的な務めを持つ者の専門的養成

64. 管理、経営また病人の看護や、その他すべての専門分野あるいは技術的な仕事での奉仕に当る者には、適切な養成がますます必要になっている。この養成は修道院内で、または修道院外でも与えられる。

ST 58.C

第五部

愛の憲章の精神によって行なわれる養成

65. 本修道会の諸修道院は、“愛の絆と共通の教義的、法的な伝統によって相互に結ばれている”。この愛は、母院=子院制、母院長および総長の役割、総会や地方協議会を通して表わされる。

C.71.1; C.71.4; C.82.1

I - 母院=子院制と母院長

66. 母院長は、子院に行なわれている養成の質について配慮する。規定の視察の際、母院長あるいはその代理者は、どのように養成が行なわれているか、本指針がどのように適用されているかを調査する。母院長は、特別困難な問題の解決を探すにあたって修道院長を助け、必要な場合には総長に報告する。

C.74.1; C.75.2; ST 79.B

II - 総会

67. 総会は、本修道会内における養成の分野に関与する。司牧的な方向づけを与え、養成に関する本指針を完全なものにする。新しい創立の承認のとき総会は、養成の手

段が十分かを確かめる。

ST 79.B

Ⅲ - 総長

68. 総長は全世界の共同体の経験を有するため、共同体と地方への訪問を通して、回状によって、総会での講話によって、また個人的な接触によって、本修道会内の養成の質の改善に寄与することができる。新入会員の養成の手段を欠く共同体を、助けるよう努める。

C 82.1; ST 69.1.C

Ⅳ - 地方協議会

69. 地方協議会は、養成について取り扱う、協力を続けて行なう、また共同の計画を組織する好都合の場所となることができる。養成に関する本指針を、自分たちの特別の必要と、地方の特殊な文化に適応させるよう修道院を助けることができる。

C.81; ST 45.3.A; Dir 91

Ⅴ - 中央秘書

70. 養成の中央秘書は、男子と女子の2つの中央委員会によって選ばれる。その職務は、隠世共住修道院の養成のすべての分野において、地方間の連絡を容易なものにし、有益な情報の伝播を確実なものにすることである。中央秘書は中央委員会に、養成に関する問題を総会のプログラムに載せるよう、提案することができる。総長は中央秘書を、中央委員会の集まりに出席するよう、また中央委員会を通して、総会に参加するよう招くことができる。

Ⅵ - 地方秘書

71. 各地方は養成のための地方秘書を選ぶ。この者は地方協議会の集まりに与るよう、地方のプレジデントから招かれることがある。地方秘書は、養成の分野における有益な情報の伝播を確かなものとし、地方協議会の委任に従って、自分の地方での養成の共同計画を立てる。また中央秘書と協力する。総長の同意によって中央秘書は、会全体の養成について取り扱うため、地方秘書の全員あるいは数名を集めることができる。

Ⅶ - 特別な必要を持つ修道院

72. 本修道会の全共同体は、新しい創立修道院、ことに若い教会もしくは孤立した地方に創立された修道院に対して、共同責任を有する。全共同体は、教師、講師、修長などを分ち合うことによって、この責任を行使する。孤立している修道院は、他の隠世修道会と協力して、また種々の援助機関の助けを願って、自分たちの困難な問題の幾つかを解決することができる。

C.69; ST 69.1.C

結語

73. ここに紹介されている原則と基準は、地方協議会によって、またとくに各修道院の養成の責任者たちによって、地方と地域の条件に適応させなければならない。これらの原則と基準の共同体による入念な適用は、共同体の成員の適切な養成を確かなものにする。聖ベネディクトの戒律、本修道会の会憲と規定また、教会と本修道会の他の文書を頻繁に参照することが必要である。とりわけシトー会の師父方の著作の不断の読書は、常に、どのようにしてシトー修道者になるか、どのように他の者の心にあるシトー会〔召命〕の恵みを発見し、それを育てるように助けるかを学ぶ第一の源である。そのうえ各自は、養成の仕事において用いられる手段が如何なるものであっても、結局は聖霊のみが、私たちの協力によって、必要な変容を私たちの中に実現できる、という事実を自覚しなければならない。

RB 73; C.86

註 第二部以下において、“召命の指導者”、“修練長”、“モナスチカの実行者”、あるいは若い誓願者などの種々の用語は、個人よりも役割または職務を示している。多くの共同体で、一人が幾つかの職務を果たしているのは周知のことである。

*